

第1条 総則

1. この法人は、特定非営利活動法人 日印教育支援センター(以下「日印教育支援センター」という。)と称し、運営は日印教育支援センターが行うものとする。
2. 日印教育支援センターは、インドにおいて、貧困のため教育を受ける機会のない子どもたちに対し、教育に関する事業を行い、子どもたちの自主自立と、日本・インド相互の人類愛を育むことを目的とする。

第2条 会員種別

日印教育支援センターの会員は、この法人の目的・事業に賛同して入会した個人又は団体とし、これをもって「法」上の社員とする。

第3条 入会

1. 会員として入会しようとするものは、理事長の定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
2. 会員は、この会の趣旨・目的に賛同し、会員等と協調・協力して活動できると認められた個人又は団体とする。
3. 理事長は、その者が前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付けた書面を持って本人にその旨を通知しなければならない。

第4条 入会手続き及び成立

本規約第3条第1項に基づき、申込書を受理されたものは、速やかに会費を納入するものとし、会員証発行日をもって入会成立とする。

第5条 入会の不承諾

理事長が入会を認めなかった場合、本規約第3条第4項に定める方法で、入会不承諾を本人に通知し、入会申込は申込日に遡って取り消すことができ、既に会費が入金されている場合には、当該会費から振込手数料等を控除した額を返金する。

第6条 会員証

1. 会員には、会員証を発行する。

2. 会員証は、他人に譲渡、貸与してはならない。
3. 会員証を紛失した場合は、速やかに事務局に連絡し、再発行の手続きをとらなければならない。

第7条 会員証の利用

会員は、本規約及び会員証それぞれに定められた規約を遵守し会員証を利用するとともに、会員証の呈示を求められた場合には、速やかにこれを呈示するものとする。

第8条 会費

1. 会員は、毎年当該会費を納入するものとする。
2. 会費は、定款に基づき、次のとおりとする。

年会費 6,000 円
3. 年会費は入会成立日より1年後までの1年間の会費をいう。

第9条 会員資格の有効期限

1. 会員資格の有効期限は、第4条の定める入会成立日より1年後までの1年間とする。
2. 会員資格の更新は、前項の定める有効期限満了日までに、翌年分の年会費を納入することで自動更新されるものとする。
3. 日印教育支援センターは、会員に対し、前1項の定める有効期限満了の日の3ヶ月前から、翌年会員資格の更新の有無を確認することができる。

第10条 会員資格の喪失

1. 会員は、次の各号の一に該当するときは、会員の資格を喪失する。
 - ①会員が、所定の退会届を提出したとき。
 - ②会員本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - ③会員が、会費を継続して1年間以上滞納したとき。
 - ④除名されたとき。
2. 会員が、会員資格を喪失した場合には、速やかに会員証を廃棄するものとする。

第11条 会員の退会

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第 12 条 会員の除名

会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①定款、本規約に違反したとき。
- ②この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。

第 13 条 会費及び拠出金品の不返還

既納の会費、及びその他の拠出品は、その理由を問わず返還しないものとする。

第 14 条 会員の権利

1. 会員は、総会における議決権を有する。活動、事業に参加し、会報・メールマガジン等の情報を受け、ホームページ等情報交換の場に参画することができる。
2. 会員は、その他理事会の定める特典を受けることができる。

第 15 条 会員権利の凍結

正当な理由無く更新日を過ぎても会費の納入がない場合は、本規約第 14 条に定める会員の権利を凍結する。ただし、会員資格の喪失は、本規約第 10 条に定めるとおりとする。

第 16 条 会員の義務

1. 会員は、本規約第 8 条に定める会費を納入しなければならない。
2. 会員は、定款、本規約及び理事会の定める規則又は法令を遵守しなければならない。
3. 会員は、理事長の定める入会申込書の必須事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に変更を届けなければならない。
4. 会員は、日印教育支援センターの活動を通じ、知り得た個人情報、日印教育支援センターの運営に関する情報及び理事会が機密事項と定めた情報等を、管理者は注意義務をもって情報を保持するものとし、理事会の承諾無く第三者に漏洩してはならない。また会員資格を喪失した場合も、この義務は継続される。

第 17 条 禁止事項

1. 会員は、本規約第 14 条に定める会員権利を第三者に譲渡若しくは使用させることはできない。

2. 会員は、理事会の許可無く、当法人名称若しくはこれを連想させる名称を無断で使用して活動を行ってはならない。
3. 会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行われる入信活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。
4. 会員は、日印教育支援センターの活動において、特定の政党若しくは候補者を支持する立場から行われる選挙活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。
5. 会員は、日印教育支援センターの活動において、理事会の許可なく他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。

第 18 条 個人情報の収集・利用・提供及びその保護

1. 会員は、日印教育支援センター及び理事会の定める機密保持誓約書を誓約し、理事会が承認した外部委託事業者において業務上必要な範囲で、会員に関する情報の提供がなされることを承認する。
2. 日印教育支援センター、外部委託事業者は、第 1 項により知り得た会員の情報について、会員のプライバシーの保護に十分注意するものとする。

第 19 条 規約の変更

1. 会員規約条文において、理事会の決定及び承認により、その条文を変更・改正・削除できるものとする。
2. 日印教育支援センターは、会員規約条文の変更・改正・削除を行った場合は、会報及びホームページ等で通知しなければならない。

第 20 条 免責事項

1. 会員は、定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、生じた如何なる不利益について、日印教育支援センターに対して損害賠償等を一切申立てることはできない。
2. 会員が定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、またはそれに類似する行為によって日印教育支援センターが損害を受けた場合、当該会員は、日印教育支援センターが受けた損害を日印教育支援センターに賠償するものとする。
3. 会員資格を喪失した場合も、前各項の規定は継続される。

第 21 条 会員間の紛争

1. 会員間相互に生じた紛争において、日印教育支援センターには一切の責務は無いものとする。
2. 会員間相互において生じた紛争において、会員は自己の費用と責任において解決するものとし、日印教育支援センターは一切関知しない。

第 22 条 管轄裁判所

会員規約及び日印教育支援センターが行う活動・事業において、紛争が生じた場合の管轄裁判所は事務局所在地の管轄する裁判所とする。

第 23 条 解釈の疑義

本規約について疑義及び紛争が生じたとき、又は本規約に記載のない事項については、会員と日印教育支援センターの間で協議の上、円満かつ迅速に解決するものとする。

第 24 条 準拠法

本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されるものとする。

附則

本会員規約は法人設立日より実施する。